

仕 様 書

令和 6 (2024)年 6 月21日
栃木県日光土木事務所

1 売払物件

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 車 名 | 三菱 |
| (2) 登録番号 | 栃木 00す 2597 |
| (3) 初度登録年月 | 平成 3年 12月 |
| (4) 車台番号 | 4GA00212 |
| (5) 型 式 | 4GA |
| (6) 走行時間 | 3, 773時間 |
| (7) 走行距離 | 13, 747km |
| (8) 車検満了日 | 令和 5年 12月 9日 |

2 売払条件

- (1) 買受人は、売買契約を締結すること。
- (2) 契約締結後、栃木県（以下「県」という。）が指定する方法により指定する期限までに
売買代金を納付すること。納付確認後、売払物件を引き渡すこととする。
- (3) 売払物件は、原状引渡しとし、引き渡し後の不調、故障等についての補償は県は一切行
わない。破損、盗難及び焼失等による損害の負担も買受人が負うものとする。
- (4) 売払物件の抹消登録を行うこと。
- (5) 県は、売買代金の支払いが完納したとき、買受人の申請により売払物件にかかる抹消登
録に必要な書類を交付する。
- (6) 売払物件の引取り、抹消登録に要する費用は買受人負担とする。
- (7) 買受人は、当該車両引渡し後、売払物件の以下の文字を消去すること。また、消去前、
消去後の写真を提出すること。
「栃木県道路公社」
なお、これに要する経費は買受人の負担とする。
- (8) (4)(7)については、引渡し完了後14日以内に行うこと。

3 売払物品の確認及び物品詳細書類の閲覧を行う場所及び日時

- (1) 場所：栃木県日光土木事務所 栃木県日光市萩垣面 2390-7
- (2) 日時：令和 6 (2024)年 6 月26日から 6 月27日までの日の午後 2時から午後 4時まで